要　望　書

（平成30年度県予算並びに施策に関する要望）

広島県市長会

広島県町村会

要　　望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化への対応、地域医療体制の確保、更には、多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など、単独の市町では解決できない喫緊かつ重要な課題が多く存在しています。

こうした課題を克服し、地方創生を実現するためには、国・県・市町の一層の連携のもと、各地域の特色を生かして取り組むことが重要であります。

つきましては、平成 30 年度予算編成にあたっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

平成 29 年 10 月 18 日

広島県市長会
会長　松井一實

広島県町村会
会長　吉田隆行

目　　次

重点要望事項 …… 1

一般要望事項（広島県市長会） …… 3

一般要望事項（広島県町村会） …… 14

重 点 要 望 事 項

1　少子化対策の推進について

少子化対策の充実強化を図るため、次の対策について、積極的に取り組むこと。

⑴　妊娠期から子育て期までを支える人材の確保について

①　「ひろしま版ネウボラ」を構築するため、保健師、助産師等の人材を確保するための施策を拡充すること。

②　保育サービスを支える保育士について、処遇改善など人材を確保するための施策を拡充すること。

③　対象年齢が拡大された放課後児童クラブについて、放課後児童支援員が認定資格研修を平成 31 年度末までに計画的に受講できるよう、受講人数枠を大幅に拡大すること。

⑵　子どもの医療費について

①　乳幼児医療費公費負担事業について、助成対象年齢の引上げ等により制度の拡充を図ること。また、子どもの医療費助成制度は、国の責任において早期に制度化するよう、国に強く働きかけること。

②　ひとり親家庭等医療費助成について、所得制限を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

2　地域医療体制の維持・確保について

開業医の高齢化・後継者不足による廃院、地域の中核病院や救急医療を担う医師不足などにより地域医療体制の維持・確保が困難な状況になっていることから、次の対策について、積極的に取り組むこと。

①　医師・看護師等の不足や地域間・診療科間の偏在を踏まえ、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保と適正配置がなされるよう、また、救急医療体制及び産科・周産期医療体制を維持・確保できるよう、地域の現状に即した即効性のある対策を早急に講じること。

②　新たな専門医制度については、地域における医師不足を助長することになりかねないことから、地域医療を担う自治体や関係者の意見を十分に反映させるよう、国に強く働きかけること。

3　国民健康保険の円滑な都道府県単位化に伴う国による財政支援措置について

平成30年度からの国保の都道府県単位化に当たって、前提条件である財政支援措置の確実な実施や、今後の医療費増加に対応した更なる国保財政基盤の強化について、国に強く働きかけること。

4　防災・減災対策について

災害から住民の生命、財産を守り、安全・安心なまちづくりを実現するため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、ため池整備事業、河川整備事業及び高潮対策事業等を積極的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査（平成30年度末完了）及び警戒区域等の指定（平成31年度末完了）を着実に実施すること。

5　道路整備事業に係る国の財政支援措置について

長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の総額を確保するとともに、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続するよう、国に強く働きかけること。

6　一般旅券（パスポート）に係る居所申請対象の範囲拡大について

広島県内に住所を有する通勤・通学者の一般旅券(パスポート)について、住民の利便性向上の観点から、県内の通勤・通学先の市町においても申請・交付できるようにすること。

7　ツキノワグマ対策について

住宅団地等において、例年以上にツキノワグマが出没していることを踏まえ、地域住民に対する注意喚起や各種情報の提供、緩衝地の整備など、人的被害を回避するための対策を講じること。

一般要望事項（広島県市長会）

1　都市行財政の充実強化について ····· 3

2　地域交通対策の推進について ····· 4

3　保健福祉行政の充実強化について ····· 5

4　生活環境の整備促進について ····· 7

5　教育行政の充実強化について ····· 9

6　道路等の整備促進について····· 10

7　防災対策の推進について····· 11

8　地域産業・経済の振興について ····· 13

1　都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1　広島県内に住所を有する住民の一般旅券（パスポート）について、住民の利便性向上の観点から、県内いずれの市町においても申請・交付できるようにすること。

２　地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

１　地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう、恒久的な支援措置を講じること。

２　島嶼部住民の生活に欠くことのできない交通手段である生活航路の安定的な維持・確保に向けて、航路の実情に応じた一層の積極的かつ恒常的な支援策を講じること。

3　保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1　乳幼児医療費公費負担事業について、補助率２分の１を維持した上で、対象年齢を拡大し、制度の拡充を図ること。

2　精神障害者の福祉の向上を図る観点から、身体障害者、知的障害者と同様に、精神障害者を重度心身障害者医療費助成の対象者とすること。

また、65歳から74歳の本制度対象者（療育手帳Ⓑ所持者を除く）については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一律１割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

3　ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になっていることから、所得制限額については、所得税額から所得額に改めること。

4　産科医・小児科医・外科医等をはじめとする医師や看護教員を含めた看護職員の不足、地域間や診療科間の医師偏在の実態を踏

まえ、地域を支える医師・看護職員の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

5　「ひろしま版ネウボラ」を構築するため、保健師、助産師等の人材を確保するための施策を拡充すること。

6　保育サービスを支える保育士を確保するため、県として処遇改善事業を実施し、更なる保育士の処遇改善を図ること。

7　放課後児童支援員が放課後児童支援員認定資格研修を平成 31 年度末までに計画的に受講できるよう、受講人数枠の大幅な拡大を図ること。

8　各市町の「１人あたり保険料収納必要額」について、急激に増加する市町に対し激変緩和措置を適切に行うこと。

また、広島県国民健康保険運営方針案では、各市町の保健事業等に充当される保険料財源は、原則として過去 3 年間の平均を上限とするとされているが、保健事業等は医療費適正化等につながるものであり、市町が積極的に保健事業等に取り組めるような仕組みとすること。

4　生活環境の整備促進について

生活環境の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1　目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動揺を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。

(2) 騒音測定器の設置や防音対策の財政措置を講じるよう国に働きかけること。

2　住宅団地へのツキノワグマの出没に備え、関係法令に基づき「第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画」を策定している広島県において、次の対策を講じること。

(1) 痕跡等出没の有無の迅速な確認や住宅団地等への出没の可能性について検証するため、危機管理の視点と学術的知識の両面をもった専門家を配置及び派遣すること。

(2) 近年増えつつある人里付近に出没し、人馴れの進んだツキノワグマの生態等について市町職員に向けた講習会の開催など対処能力向上のための人材育成を行うこと。

(3) 被害防止のためツキノワグマの生態に関する正しい知識、県内の出没傾向など地域住民や市町職員に対して注意喚起や各種情報を提供すること。

(4) ツキノワグマと人間活動域の間への緩衝地の整備を進めるため、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）の制度改正を行うこと。

3　空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、特定空家等に対する除却等の行政代執行について、県等に実施委託できるような方法ができないか検討すること。

５　教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

１　社会の変化や要請に対応して特色ある学校づくりを進め、きめ細やかで長期的展望に立った生徒指導や、個に応じた学習指導の工夫改善を目的とする教員の加配定数の増加、新たな教職員定数改善計画の策定と着実な実行について、引き続き、国に要望すること。

また、学校課題の解決に向け、教員以外の専門スタッフが学校運営に参画できるよう法令に位置付けるとともに、「チーム学校」の実現に向けた教職員定数の改善を進めるなど、「次世代の学校」指導体制の早期実現を国に働きかけること。

２　私立学校への運営費の助成制度について、保護者の負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

6　道路等の整備促進について

道路等の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1　交通安全の推進や交通事故の未然防止、交差点における渋滞緩和のために必要な信号機を設置すること。

併せて、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。

また、路面標示や道路標識は、安全円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行った上で、必要に応じて更新すること。

2　島嶼部の生活基盤である農道橋や広域農道上にあるトンネルなどの農業用施設が、恒常的にその機能を果たすための保全計画策定、改修工事の実施等、施設の長寿命化を図るための事業を強力に推進すること。

3　広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和 36 年条例第 12 号)に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第 27 条第 2 項の趣旨及び行政実例(昭和 31 年 10 月 22 日自庁行発第 106 号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いたうえで、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

7　防災対策の推進について

防災対策の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1　砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進を図るため、県施行事業における砂防堰堤整備等の更なる事業の推進を図るとともに、急傾斜地崩壊対策事業の市施行事業において予算の増額を図ること。

2　山地災害から住民の生命及び財産を保護するとともに、森林を保全して豊かな水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図るため、治山事業について財政措置の拡充を図り、早期に事業を推進すること。

3　海岸保全施設整備事業等の高潮対策事業を積極的に推進すること。

4　大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、河川改修や内水対策など、河川整備事業を推進すること。

5　住民の生命・財産を守るため、耐震診断により健全度が低く対策が必要とされた重要ため池については、積極的かつ早急に耐震整備を推進すること。

また、本年５月の土地改良法の改正により、農業者からの申請によらず、地方公共団体の判断により、農業者の同意及び費用負担を求めることなく、重要ため池等の耐震化事業を実施することが可能となったことから、県においては、積極的に取り組むこと。

6　平成26年の豪雨災害及び土砂災害防止法の改正を踏まえ、県が設定した目標を達成するよう、基礎調査及び警戒区域及び特別警戒区域の指定を着実に実施すること。

7　地域防災力の向上を図るため、地域の防災リーダー（防災士等）の養成、育成及び活動への支援を拡充すること。

8　地域産業・経済の振興について

地域産業・経済の振興を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1　農地中間管理事業における機構集積協力金の予算配分については、農地の出し手である個人に対する協力金ではなく、地域に対する協力金である「地域集積協力金」を優先すること。

2　本年５月の土地改良法の改正により、県は、農業者からの申請によらず県の判断により、農業者の同意及び費用負担を求めることなく、農地中間管理機構に預けた農地を県営事業で基盤整備することが可能となったことから、積極的に取り組むこと。

一般要望事項（広島県町村会）

1　地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について……14

2　保健福祉行政の充実強化について……15

3　生活環境の整備促進について……18

4　教育行政の充実強化について……20

5　道路等の整備促進について……22

6　防災・減災対策の推進について……24

7　地域産業等の振興について……26

8　観光振興施策の推進について……28

1　地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

記

1　住民の相談内容が多様化する中で、今後とも法律無料相談等の消費生活相談体制を安定的に確保するため、地方消費者行政推進交付金の活用期間を撤廃し、財政支援を継続するよう国に強く働きかけること。

2　固定資産税の現況確認、課税資料、防災対策、農地利用、都市計画、空き家対策など多くの事務事業に応用できる県内全域の航空写真撮影を、県の主導により市町と共同で行うことで費用の削減を図るとともに、多種業務に活用できる仕組みを整備すること。

3　国が普及促進している確定申告書等の情報を電子データで国に引継ぐ「データ引継ぎ」について、導入にあたっては利用者識別番号にマイナンバーを活用するとともに、申告支援システムの改修に係る費用を全額負担するよう国に働きかけること。

2　保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

1　安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。

(1) 乳幼児医療費助成制度については、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するため、県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。

また、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。

(2) 全てのひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、県のひとり親家庭等医療費助成の所得制限を児童扶養手当の所得制限と同水準まで緩和すること。

2　離島地域の住民が安心して生活できる医療体制を確保するため、次のことについて、積極的な措置を講じること。

(1) 荒天等により救急艇が出航できない場合を想定した緊急搬送体制の整備に向けた支援を行うこと。

また、現在は不可能とされている夜間のヘリコプターによる緊急搬送については、運航体制の拡充に向け、積極的に検討を行うこと。

(2) 地域で不足する医療を補完するため、総合診療科を設置するなど、県立安芸津病院の機能を拡充すること。

3　精神障害者についても重度心身障害者医療費公費負担事業の対

象者に加えるよう、引き続き国に働きかけること。

4　障害者等移動支援にかかる給付対象外となっている支援員の移動にかかる費用については、移動距離が長い場合、障害福祉サービス事業所の負担が大きく、障害者等へのサービス提供が困難な状況にあることから、給付対象とするよう国に働きかけること。

5　医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師などの医療スタッフの確保等について、財政支援などの積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

6　「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」においては、中山間地域の地域医療において重要な役割を担っている自治体病院の実情に配慮した事業の採択を行うこと。

7　介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう国に対して働きかけること。

(1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、制度の地域間格差が生じることのないよう介護保険制度の見直しを行うこと。

(2) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるよう国に働きかけること。

(3) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるようにするため、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、補足給付費等の更なる軽減措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

(4) 介護体制を確保するため、特に慢性的な人材不足が続く中山間地域における介護人材の確保及び処遇改善について、積極的な措

置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

8　地方自治体が実施する乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等に対する医療費助成について、現物給付方式に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置を廃止するよう引き続き国に働きかけること。

9　生活困窮者支援制度に基づく「自立相談支援事業」や「就労準備支援事業」等の実施については、県主導のもと、広域的な取組みが出来るよう引き続き支援を行うこと。

10　国民健康保険の都道府県単位化を円滑に進めるための財政安定化基金の積み増し等の財源確保はもとより、国民健康保険の赤字解消に向けた財政支援の拡充については国の責務であり、必ず措置されるよう、国に強く働きかけること。

11　老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

3　生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

1　空き家全般にわたる利活用をより推進するため、次の事項について積極的な措置を講ずること。

(1) 住宅用地の固定資産税特例措置については、空き家と認定された段階で特例措置を解除できるように、法律による統一的な認定・運用基準の整備を行うよう国に働きかけること。

(2) 空き家の改修等利活用を推進するため、県において独自の補助制度を創設するなど財政支援を行うこと。

2　河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、一級河川太田川（国管理）及び中小河川（県管理）の樹木並びに草木の撤去及び河床浚渫等により環境改善を図ること。

また、太田川の河川環境を検討する対策協議会を設立するよう国に働きかけること。

3　中山間地域の交通体系を確保維持するため、県が実施する市町生活交通支援事業については高齢化率を要件に加えて補助率を上げるなど財政措置を拡充すること。

4　交通量の少ない中国縦貫自動車道を有効に活用することにより、中山間地域の交流促進及び地域住民の利便性向上による定住促進を図るとともに、地域経済を活性化させるため、当該自動車道の利用料金を引き下げるよう国や関係機関に働きかけること。

5　離島地域特有の課題である次の事項について、積極的に支援策を講じること。

(1) 日常生活航路は、離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであり、特に腎臓透析患者にとってはまさに生命線であるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

(2) 国の「離島のガソリン流通コスト支援事業」について、ガソリン以外の油種、プロパンガス等も補助対象とするよう国に働きかけること。

また、県においても離島地域の石油製品価格が本土並みに引き下がるよう支援策を講じること。

4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

1　幼児教育の推進のため、幼稚園就園奨励事業の推進と継続的な運用を図る必要があることから、幼稚園就園奨励費補助金について、補助率３分の１により確実に交付するよう、国に強く働きかけること。

2　公立、小・中・高等学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 小学校における３５人学級の編制を、３年生まで拡充すること。

(2) 複式学級をもつ学校において、学級数と同数の教諭を配置すること。

(3) 司書教諭の多くは学級担任等が兼任し負担が増加する中、司書教諭としての役割が十分果たせていないため、専任の司書教諭を配置すること。

また、学校司書について、配置基準の緩和を含めて地方財政措置を拡充するよう国に強く働きかけること。

(4) 学校内の支援体制の充実から特別支援教育支援員を単独町費で配している状況があるため、県費助成の対象とすること。

(5) 教務事務支援員について、教職員における子どもと接する時間の確保など、業務改善に大きく寄与していることから、引き続き配置すること。

3　人口減少が著しい中山間地域の人材育成は、非常に重要な意味

を持っているため、小規模ながらも過疎地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるよう柔軟に対応すること。

また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舎整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。

4　中山間地、へき地の小中学校に勤務する教諭等の臨時的任用者について、処遇改善を行い人材の確保を行うこと。

5　「山・海・島」体験活動ステップアップ事業について、３泊４日の長期集団宿泊活動の教育効果が高いことから、県内の小学生が等しく体験の機会を享受できるよう、平成28年度で終了した「山・海・島」体験活動“ひろしま全県展開プロジェクト”と同様に経費補助の対象とすること。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

記

1　社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう国へ働きかけるとともに、県においても町が計画する道路整備や定住対策を目的とする住環境整備について、着実に事業が実施できるよう配慮すること。

2　地域課題の解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。

(1) 地域高規格道路及び主要な国県道の整備を道路整備計画に基づき着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図るとともに、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、歩道設置による安全な通学路の整備や、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備、改良を促進すること。

(2) 地域高規格道路の一部開通による大型車両等の交通量の増加に伴う周辺地域への騒音・振動対策を適切に講じること。

3　農業農村振興のため、計画に基づく広域農道を着実に整備すること。

4　市街地域など、道路沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、示された計画の方向性に

基づき早期事業実施すると共に関連事業に遅れが生じないように事業の推進を図ること。

6　防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年多く発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

記

1　河川の氾濫による洪水災害を防止するため、周辺住民の生活環境・自然環境に十分配慮しつつ、河川整備計画に基づく河川・護岸改修を促進するとともに、計画的な浚渫等の維持管理を行うこと。

また、「ひろしま川づくり実施計画 2016」に基づきハード・ソフトの両面から防災・減災に取り組むこと。

2　海面上昇による異常潮位や台風による高波、高潮被害に備えるため、河川河口部や海岸における高波、高潮対策を促進するとともに建設海岸の海岸保全施設整備事業の早期事業化を図ること。

また、漁業活動の安全確保のため、引き続き広島港港湾計画に基づく防波堤建設事業を促進すること。

3　土砂災害から住民の生命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等のハード整備を促進すること。

また、土砂災害防止法に基づく基礎調査の早期完了、土砂災害警戒区域等の早期指定に対するソフト面からの対策を強化するとともに、「ひろしま砂防アクションプラン 2016」に基づく砂防事業を重点実施すること。

4　広島中部台地農地開発事業（国営事業）により整備された洪水

調整池が、経年により土砂の堆積が進行し洪水調整機能が低下しているため、防災のため機能回復を図る必要があることから、国県による浚渫事業を創設すること。

7　地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

記

1　農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

(1) 今後の担い手による新たな農業経営のしくみづくりに不可欠な圃場整備事業について、農業競争力強化基盤整備事業の地域一括採択及び工期短縮が図られるよう国に働きかけること。

また、農業競争力強化基盤整備事業の附帯事業である農業経営高度化促進事業（中心経営体農地集積促進事業）は、新たな農業経営と同整備事業の推進に必要であり、今後も継続するよう国に働きかけること。

(2) 経営所得安定対策等について、真に農業者の経営安定、所得向上に資する制度となるよう、長期的な視点から、地域の実情を十分に反映した制度設計を行うこと。

(3) 将来的に担い手への農地集積による農業の大型経営を進めていくためには、現在、小規模農家が耕作している農地を適切に維持管理していくことが必要である。

現行の国・県の支援事業では、小規模農家の暗渠排水対策及び水路整備等は採択要件を満たすことが困難であるため、支援事業の採択要件緩和を図るよう国に働きかけるとともに、県においても新しい支援事業を創設すること。

(4) 意欲のある新規就農者の経営の早期安定を図るため、就農初期段階の所得確保や機械・施設等導入時のイニシャルコスト低減など新規就農者に対する総合的な支援を引き続き行うこと。

2　森林資源を循環的に利用し、県産材の安定供給と木材利用を推進するため、間伐から皆伐へのシフトと皆伐後の再造林が推進できるよう助成すること。

3　鳥獣被害が深刻な問題となっていることから、補助事業を拡充するなど継続的に支援するとともに、過去に県が実施した「イノシシ３万頭駆除事業」を基に、有害鳥獣全体を対象とした新たな駆除事業を実施すること。

4　県が実施するＵ・Ｉターン希望者に対する就業支援において、市町が独自に行っている就業支援制度等の情報を積極的に発信すること。

8　観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

1　海水浴場の年間を通した有効活用及び賑わい創出を促進するため、各種イベントの開催や積極的なＰＲ活動を推進するとともに、安全性及びアクセス性の向上を目的とした横断歩道橋の設置など安全・安心に利用できる施設整備を促進すること。

2　国定公園の観光客受入体制を改善するため、トイレの水洗・洋式化改修を推進するとともに、高齢者や障がい者に配慮した遊歩道の整備をはじめとした施設を設置すること。

3　中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進すること。